

香芝市こどもの権利に関する条例（案）

こどもは、一人の人として大切にされ、社会の一員として尊重され、より良い環境の中で育つことができる存在です。こどもは、一人一人にそれぞれの思いや考え、個性があり、生まれた時からかけがえのない存在として大切にされる権利を持っています。

こどもは、おとなに守られるだけの存在ではなく、自分に関わることについて思いや考えを伝え、それらを大切なものとして受け止めてもらい、学びや遊び、休息をはじめ多様な経験を通じて、自分らしく成長していく存在です。どのような環境にあるこどもであっても、差別されたり、取り残されたりすることなく、その命と健康が守られ、安心して暮らせることが大切です。

この条例を制定するに当たり、香芝市のこどもたちからは、自分の思いや考えをきちんと聴いてほしいこと、何かを決めるときにはその理由を説明してほしいことなど、様々な声が寄せられました。こどもが自分の思いや考えを伝えたとき、それがいつもそのとおりにになるとは限りません。それでも、まずその声に耳を傾け、どうすることがそのこどもにとって最も良いのかを一緒に考えることが大切です。

おとなと同様に、こども一人一人には、それぞれ異なる思いや考えがあります。おとなは、自分たちの考えだけでこどもに関わることを決めるのではなく、こどもの思いや考えにしっかりと耳を傾け、それらを大切に扱い、こどもの思いや考えとは異なる判断をするときに、できる限りその理由をこどもに分かりやすく伝えます。そして、こどももおとなも互いを大切にしながら、共に考えていくことのできる関係を目指します。

香芝市は、児童の権利に関する条約の考え方を大切にし、全てのこどもの命と健康が守られ、いかなる理由によっても差別されないこと、こどもにとって何が最も良いことかが考えられること、そして、こどもの意見が聴かれ、大切にされることを基本として、こどもの権利を守る取組を進めます。

私たちは、二上山をはじめとする豊かな自然や歴史に恵まれた香芝市で、こどもたちが、自分らしく安心して暮らし、夢や希望を持って成長し、香芝市で育って良かったと思うことができるまちを、こどもに関わる全ての人と共につくっていくため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、香芝市（以下「市」という。）におけるこどもに関する施策の基本理念及び基本となる事項を定めることにより、こどもの権利を保障し、もってこどもが安心して暮らし、健やかに成長することができる地域社会の実現を図ることを目的とす

る。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者又はこれらの者と等しく権利を認めることが適切な者をいう。
- (2) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他こどもが日常的に学び、及び育つために利用する施設をいう。
- (3) 事業者 営利又は非営利を問わず、香芝市内で事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) 市民等 香芝市内に居住し、通勤し、又は通学する者（こどもを除く。）をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。

(基本理念)

第3条 こどもに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) こどもの生命及び健康が守られ、並びにこどもが安全に、かつ、安心して生活することが保障されること。
- (2) こどもに対するあらゆる差別の防止及び解消が図られるとともに、こどもの個性及び多様性が尊重されること。
- (3) こどもに関する施策の立案、実施及び評価に当たり、こどもの最善の利益が優先して考慮されること。
- (4) こどもが自己に影響を及ぼす事項について自由に意見又は心情（以下「意見等」という。）を表明することができ、その意見等が年齢及び発達の程度に応じて相応に考慮されるとともに、社会の様々な場面及び市の施策等に参画する機会が保障されること。

(こどもの権利)

第4条 全てのこどもは、日本国憲法、児童の権利に関する条約その他法令により保障される権利を有し、特に次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 生命及び健康が守られ、並びに安全に、かつ、安心して生活する権利

- (2) それぞれが唯一無二の個人として尊重され、人種、国籍、出生、出身、信条、性別、障害、家庭の経済状況その他の事由により差別されない権利
 - (3) 自己に影響を及ぼす事項が決定されるに当たり、こどもの最善の利益が優先して考慮される権利
 - (4) 自己に影響を及ぼす事項が決定されるに当たり、その意見等を聴かれる権利並びに表明された意見等がこどもの年齢及び発達に応じて相応に考慮される権利
 - (5) 社会の様々な場面及び市の施策等に主体的に参画する権利
 - (6) 教育を受け、遊び、文化及び芸術に親しみ、多様な経験を通じて心身ともに健やかに成長し、並びにときには休息することができる権利
 - (7) 虐待、体罰、いじめその他のこどもの心身に有害な影響を与える行為から守られる権利
 - (8) 家庭その他の適切な環境において養育され、健やかに成長することができる権利
- (こどもの役割)

第5条 こどもは、その年齢及び発達に応じて、自らの権利について理解を深めるとともに、ほかのこどもも同様に権利を有することを理解し、互いの権利を尊重するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、第4条に規定するこどもの権利（以下単に「こどもの権利」という。）について理解を深め、こどもの権利を尊重するとともに、地域社会がこどもにとって多様な経験を通じて健やかに成長するために大切な場であることを認識し、こどもを見守り、こどもが安全に、かつ、安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 保護者は、家庭がこどもの成長に大きな役割を果たすことから、こどもの健やかな成長のために第一義的責任を有することを認識し、こどもの意見等を尊重するとともに、愛情と理解を持ってこどもを養育するものとする。

(市の責務)

第7条 市は、第3条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、国及び他の地方公共団体その他の関係機関と連携し、こどもの権利が保障されるために必要な施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- 2 市は、こどもの生命及び健康が守られ、こどもが安全に、かつ、安心して生活することができるよう、医療、保健、福祉及び必要な生活基盤の確保に関する施策を推進するものとする。
- 3 市は、こどもがいかなる理由によっても差別されることなく、一人一人の

個性及び多様性が尊重されるよう、差別の防止及び解消その他の必要な施策を推進するものとする。

- 4 市は、こどもが意見を表明し、及び市の施策等に主体的に参画する機会を確保するために必要な取組を実施するとともに、こどもの意見が市の施策等に適切に反映されるよう努めるものとする。この場合において、こどもの意見を聴くときは、その年齢、発達程度、障害の有無その他事情に応じて、言葉その他そのこどもに適した方法により意見を表明することができるよう必要な配慮を行うとともに、表明された意見をこどもの年齢及び発達程度に応じて相応に考慮するものとする。
- 5 市は、前項の意見が市の施策等にどのように反映されたかその他当該意見の取扱いについて、こどもに分かりやすく伝えるものとする。
- 6 市は、こどもの主体的な活動が尊重されるよう努めるとともに、学校等及び事業者によるこどもの主体的な活動を支える取組に対し、必要な支援を行うものとする。
- 7 市は、こどもが教育を受け、遊び、文化及び芸術に親しみ、多様な経験を通じて心身ともに健やかに成長し、並びにときには休息することができるよう、必要な環境の整備及び支援を行うものとする。
- 8 市は、犯罪、虐待、体罰、いじめ、事故、災害等により生ずる危険からこどもを守るため、必要な施策を総合的に推進するものとする。
- 9 市は、犯罪による被害、虐待、体罰又はいじめを受けたこどもに対し、その状況に応じて適切な支援を行うとともに、学校等、児童相談所（児童福祉法第12条の規定による児童相談所をいう。）、警察、医療機関その他の関係機関（次条第2項において「関係機関」という。）と連携し、当該こども及びその保護者が必要な支援を受けることができるよう努めるものとする。
- 10 市は、事故、災害等により、家庭において適切な養育を受けることが困難となったこどもに対し、その状況に応じて適切な支援を行うよう努めるものとする。
- 11 市は、こどもの養育は家庭を基本として行われ、保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、保護者に対し、こどもの養育に関する十分な支援を行うものとする。
- 12 市は、家庭における養育が困難なこどもについて、学用品その他必要な物品を確保し、及びこどもが安心して過ごすことのできる居場所等の環境を整備するものとする。

（相談支援体制の整備）

第8条 市は、こどもの権利の保障を図るため、こども、その保護者その他関

係者が直接かつ容易に安心して相談をすることができ、必要な支援を受けることができるよう、体制を整備するものとする。

2 市は、前項の相談の内容に応じ、こどもの安全及び最善の利益に配慮し、必要に応じて当該保護者及び関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。

3 市は、第1項の規定による相談の窓口及び国、地方公共団体その他の関係機関の相談の窓口を周知するものとする。

(学校等の責務)

第9条 学校等は、基本理念にのっとり、こどもの権利を尊重し、その保障に努めるものとする。

2 学校等は、全てのこどもが虐待、体罰、いじめ及び差別から守られ、安全に、かつ、安心して学び、及び生活することができる環境の整備に努めるものとする。

3 学校等は、こどもの意見等を聴くときは、こどもの年齢及び発達程度並びに障害の有無その他の事情に応じて、こどもに適した方法により意見等を表明することができるよう必要な配慮を行うとともに、表明された意見等をその年齢及び発達程度に応じて相応に考慮するものとする。

4 学校等は、こどもの年齢、発達程度及び個々の状況並びに必要性を踏まえ、こどもが学校等における活動に主体的に参加し、及び自ら考えた意見等を表明する機会を確保するよう努めるものとする。

5 学校等は、こどもに影響を及ぼす事項について判断するときは、こどもの最善の利益、教育又は保育の目的、こどもの安全、ほかのこどもの権利及び利益その他の事情を踏まえ、適切かつ合理的な判断を行うよう努めるものとする。

6 学校等は、こどもの意見等と異なる判断をするときは、その理由について、こどもの年齢及び発達程度に応じて分かりやすく説明するよう努めるものとする。

7 学校等は、こどもが犯罪、虐待、体罰、いじめ、事故、災害等により生ずる危険から自らを守る力を育むことができるとともに、必要なときに安心して周囲の者に助けを求めることができるよう、こどもに対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第10条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、こどもの権利を尊重するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動において、こどもの安全の確保及び健全な育成に

配慮し、必要に応じて市が行うこどもに関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 3 事業者は、従業員が仕事と子育てその他の生活を両立することができるよう、働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(検証)

第11条 市は、この条例の運用の状況及びこどもに関する施策の実施の状況を把握し、香芝市附属機関設置条例（平成25年条例第5号）別表第1に規定する香芝市子ども・子育て会議において、定期的に検証するものとする。

- 2 市は、前項の検証の結果を踏まえ、この条例の適切な運用及びこどもに関する施策の充実に必要な措置を講ずるものとする。

(こども、学校等、事業者及び市民等の理解の促進)

第12条 市は、この条例の目的及び内容について、こども、学校等、事業者及び市民等の理解を深めるため、必要な広報活動及び啓発活動を積極的に行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する啓発活動に、こどもが参画することができるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。